市立東大阪医療センター自動販売機設置事業者募集要項

市立東大阪医療センターが行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

１　公募物件について

別添の物件個別明細を参照のこと。

２　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての貸付許可を取り消します。

（１）過去に自動販売機設置事業を行っていること

（２）次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること（法人の場合は代表者）

①　成年被後見人

②　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④　民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥　破産者で復権を得ない者

（３）次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後２年を経過した者を含む。）であること。

①　市立東大阪医療センターとの契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　市立東大阪医療センターが実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　市立東大阪医療センターとの契約予定者が市立東大阪医療センターと契約を締結するこ

と又は市立東大阪医療センターとの契約者が契約を履行することを妨げた者

④　地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程第45条第1項及び第46条第1項の規定により市立東大阪医療センターが実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなくて市立東大阪医療センターとの契約を履行しなかった者

⑥　前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（４）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当の場合のみ）

（５）東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者（法人の場合は法人及び代表者）であること。また、同規定に掲げる者から委託を受けた者及び関係団体でないこと。

（６）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

（７）市税等の徴収金を完納していること。かつ、最近１事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

３　公募条件等

（１）貸付料等

①　貸付許可の期間

貸付許可の期間は、令和３年４月１日から令和５年９月３０日までとします。

②　貸付料

決定事業者が提示した応募価格（年額・税込み）をもって貸付料とします。

ただし、市立東大阪医療センターが設定する最低貸付料以上の額とします。また、実際納入していただく貸付料は、貸付日数に応じて日割計算した額とします。

貸付料は市立東大阪医療センターの発行する請求書兼振込依頼書により、市立東大阪医療センターの指定する期限までに全額納入してください。

③　その他必要経費等

光熱水費は子メーターの設置を原則とし、設置事業者の負担とします。

なお、請求額については当センターの算定基準によります。請求額は実費徴収とします。

④　設置条件

設置する自動販売機の大きさは、物件個別明細の設置位置図に設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

（２）貸付上の制限

次のことを遵守してください。

① 貸付許可の条件を遵守し、固定資産貸付料を確実に納付すること。

② 貸付期間中に２－（４）にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。

③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、市立東大阪医療センターの指示に従うこと。

⑤ 酒類（類似品を含む）・たばこの販売は行わないこと。

⑥ 標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

⑦ 別添の物件個別明細に記載の販売品目の条件を満たすこと。

⑧ 災害時の飲料水提供等の社会貢献事業が可能であること。

（３）維持管理責任

次のことを遵守してください。

① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

③ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。

④ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

⑤ 自動販売機併設のゴミ箱について、設置事業者の責任で適切に回収・処分を行うこと。

（４）貸付許可の取消及び変更

市立東大阪医療センターが許可物件を法人事業若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、貸付許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

（５）原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、市立東大阪医療センターが特に認める場合を除き、速やかに原状回復すること。なお原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市立東大阪医療センターに請求することができません。

４　応募申込手続き

（１）申込方法

４－（２）に記載の必要書類を下記提出先へ持参によりお申し込みください。（郵送による申込みは受付けいたしません）なお、提出方法については、『４－（３）書類の提出について』をご確認のうえ、提出してください。

申込受付期間：　令和３年　２月　１９日（金）　及び　令和３年　２月　２２日（月）

【受付時間：午前９時～正午、午後１時～午後５時】

提　出　先：　市立東大阪医療センター　新館３階（東大阪市西岩田３丁目４番５号）

事務局 総務課 施設管理係

（２）必要な書類（各１部）

①　応募価格提案書（市立東大阪医療センター所定様式５）（定型封筒に封入のこと）

※ ￥マーク漏れ及び金額の修正がある提案書は無効とします。

②　応募申込書　(市立東大阪医療センター所定様式１)

③　誓約書　(市立東大阪医療センター所定様式２)

④　税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（法人の場合は様式その３の３を、個人の場合は様式その３の２を提出のこと）

⑤　各市区町村にて発行する「市民税」、「固定資産税及び都市計画税」の各々の納税証明書（未納税額・納付額がない納税証明書の提出でも可）なお「固定資産税及び都市計画税」が課税対象外の場合は、誓約書[様式その３]を提出のこと

⑥　誓約書　(市立東大阪医療センター所定様式３）（該当の場合のみ）

⑦　２―（４）にかかる許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）

（３）書類の提出について

応募価格提案書のみ定型封筒（長形３号など）に入れた上で封（糊付け）をしてください。

（**１物件につき１封とし、封筒の裏面には公募番号を記入してください。**）

その他の書類は、１部ずつご提出いただければ結構です。

（４）注意事項

応募価格提案書は必ず金額の冒頭に￥マークを入れてください。また金額の修正は認めません。金額を間違えた場合は新たに提案書をダウンロードのうえ、作成してください。

￥マーク漏れ及び金額の修正がある提案書での応募は無効とします。

（５）その他

郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

一度申込みを受理した後は、申込み物件の追加や取消しはできません。

5　設置事業者の決定

（１）提出された応募書類を審査した上、最高の応募価格（市立東大阪医療センターが設定する最低貸付料以上）で申し込みを行った者を設置事業者として決定します。

（２）最高となるべき応募金額での申し込みが２者以上ある場合は、後刻当該応募者立会いのもと、くじ引きにより設置事業者を決定します。

（３）設置事業者の決定（公開選定）について

①　日時　　令和３年２月２４日（水）午後２時００分より

②　場所　　市立東大阪医療センター　本館３階Ａ会議室

③　注意事項　　公開選定の立会いは応募者であれば申込み等不要で参加していただけますが、１社当たり２名までとさせていただきます。

④　通知の方法　決定通知文の郵送（速達・特定記録）

（４）設置事業者の公表について

設置事業者を決定したときは、決定事業者へ書面で通知するとともに、市立東大阪医療センターホームページに決定事業者名を掲載します。

6　貸付許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、決定通知文の到着後速やかに、固定資産貸付許可申請書及び決定通知書の写しを**事務局総務課施設管理係へ**提出してください。

7　設置事業者の決定（貸付許可）の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定（貸付許可）を取り消し、場合により次回以降の設置事業者の公募に参加できません。

①　正当な理由なくして、指定する期日までに貸付許可の手続きに応じなかった場合。

②　設置事業者が応募資格要件を満たしていない場合。また設置事業者において応募資格要件に反する事実があることを市立東大阪医療センターが確認した場合。

③　設置事業者の決定後の辞退等、公募選定事務の円滑な執行を困難にする行為と市立東大阪医療センターが判断した場合。

8　その他

・　貸付許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

・　停電時の自販機内商品の適正管理については設置事業者責任でお願いします。

（法定点検に伴う停電については年に最低１回あります）

市立東大阪医療センター
事務局　総務課　施設管理係
担当：西尾
住所：〒578-8588
　　東大阪市西岩田 3-4-5
TEL：06-6781-5101
FAX：06-6781-2194